

社援総発 0 4 0 6 第 1 号
老老発 0 4 0 6 第 1 号
平成 3 0 年 4 月 6 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業に係る固定資産税等の非課税措置について

社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 条第 3 項第 1 0 号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に規定する介護医療院を利用させる事業（以下「無料低額介護医療院利用事業」という。）については、平成 3 0 年 4 月 1 日に施行されることから、平成 3 0 年 2 月 2 0 日社援発 0 2 2 0 第 1 号・老発 0 2 2 0 第 1 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知（以下「無料低額介護医療院利用事業通知」という。）等によりその取扱いを示したところであります。

無料低額介護医療院利用事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の取扱いについて、地方税法施行規則が改正され、社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 0 号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業（以下「無料低額介護老人保健施設利用事業」という。）と同様の非課税措置が適用されることとなります。

また、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 4 号）附則第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による経過措置として、固定資産税及び都市計画税の非課税割合の算定にあたっては、平成 3 0 年 3 月 3 1 日において、社会福祉法第 2

条第3項第9号に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業（以下「無料低額診療事業」という。）を実施していた病院若しくは病床を有する診療所又は無料低額介護老人保健施設利用事業を実施していた介護療養型老人保健施設の開設者のうち、平成35年度末までの間に介護医療院に転換して無料低額介護医療院利用事業を実施する者であって、前事業年度（当該年度に係る賦課期日の属する事業年度の前事業年度をいう。以下同じ。）を通じた介護医療院の入所者の総延数が零であるものに限り、当該者の前事業年度を通じた「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」に代えて、当該者の前事業年度を通じた「無料又は低額診療患者の割合」（無料低額介護老人保健施設利用事業を実施する介護療養型老人保健施設の場合は、「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」）が使用されることとなります。

については、管下の無料低額診療事業、無料低額介護老人保健施設利用事業又は無料低額介護医療院利用事業を行う者に対し、今般の改正内容を周知いただきますようお願いいたします。

なお、無料低額介護医療院利用事業通知に基づいて算定する「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」の認定は、都道府県（指定都市又は中核市の区域内において実施されている事業については、指定都市又は中核市）において行うこととなりますので、認定の申し出があった場合には、書面の交付により行う等、課税上の扱いが円滑に行われるように御配慮願います。

認定に係る書類について、参考までに様式例を添付しているので、ご参照ください。また、無料低額介護医療院利用事業が追加されることに伴い、地方税法施行規則上、無料低額介護老人保健施設利用事業通知に基づいて算定する「無料又は低額利用に係る入所者の割合」の名称が、「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」に変わったこと等に伴い、「無料又は低額患者の割合」及び「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」の認定に係る書類について、参考までに変更後の様式例を添付しているので、ご参照ください。

また、「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」の認定に当たっては、下記に掲げる点に留意の上、遺憾のないようお取り扱いください。

記

1 「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」の認定は、次に掲げる通知に基づき、適切に行うこと。

(1) 「社会福祉法第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して無料又

は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業について」(平成30年2月20日社援発0220第1号・老発0220第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)

(2) 「社会福祉法第2条第3項第10号に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護医療院を利用させる事業について(平成30年2月20日社援総発0220第1号・老老発0220第1号厚生労働省社会・援護局総務課長、老健局老人保健課長連名通知)

2 「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」の認定は、百分率により小数点第一位まで行うものとする。

(参考1)

(様式例1)

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇知事（市長） 殿
法人名 施設所在地 代表者名
証 明 願
平成 年度分の固定資産税及び都市計画税の非課税措置を受けるため、当法人が経営する〇〇〇〇（施設名）における「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」が、〇〇. 〇%であることを証明して下さいますようお願いいたします。

(様式例2)

証 明 書
法人名 施設所在地 代表者名
上記法人が経営する〇〇〇〇（施設名）における「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」は〇〇. 〇%であることを証明します。
平成 年 月 日
〇〇〇知事（市長） ○ ○ ○ ○ (印)

(様式例 3)

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇知事（市長） 殿
法人名 施設所在地 代表者名
証 明 願
平成 年度分の固定資産税及び都市計画税の非課税措置を受けるため、当法人が経営する〇〇〇〇（施設名）における「無料又は低額患者の割合」が、〇〇. 〇%であることを証明して下さいますようお願いいたします。

(様式例 4)

証 明 書
法人名 施設所在地 代表者名
上記法人が経営する〇〇〇〇（施設名）における「無料又は低額患者の割合」は〇〇. 〇%であることを証明します。
平成 年 月 日
〇〇〇知事（市長） ○ ○ ○ ○ (印)

(様式例5)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇知事（市長） 殿

法人名

施設所在地

代表者名

証 明 願

平成 年度分の固定資産税及び都市計画税の非課税措置を受けるため、当法人が経営する〇〇〇〇（施設名）における「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」が、〇〇. 〇%であることを証明して下さいますようお願いいたします。

(様式例6)

証 明 書

法人名

施設所在地

代表者名

上記法人が経営する〇〇〇〇（施設名）における「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」は〇〇. 〇%であることを証明します。

平成 年 月 日

〇〇〇知事（市長） ○ ○ ○ ○ (印)

(参考2)

○ 経過措置の適用例

※ 平成30年3月31日時点で無料低額診療事業を実施する病院（事業年度が4月1日～3月31日）の開設者が平成30年10月に介護医療院に転換して無料低額介護医療院利用事業を実施した場合

	平成30年度分の 固定資産税・ 都市計画税	平成31年度分の 固定資産税・ 都市計画税	平成32年度分の 固定資産税・ 都市計画税	平成33年度分の 固定資産税・ 都市計画税
前事業年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
前事業年度の 介護医療院 入所者総延数	零	零	平成30年10月～ 平成31年3月実績	平成31年度 実績
経過措置適用	適用 (平成28年度の 無料低額診療事業 の実績をもとに非 課税割合を算定)	適用 (平成29年度の 無料低額診療事業 の実績をもとに非 課税割合を算定)	不適用 (平成30年度の 無料低額介護医療 院利用事業の実績 をもとに非課税割 合を算定)	不適用 (平成31年度の 無料低額介護医療 院利用事業の実績 をもとに非課税割 合を算定)
証明願の様式例	様式例3	様式例3	様式例1	様式例1
証明書の様式例	様式例4	様式例4	様式例2	様式例2

○ 地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）

（事業年度）

第七十二条の十三 この節において「事業年度」とは、法令、定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める事業年度その他これに準ずる期間又は次項若しくは第三項に規定する期間をいう。

- 2 法令、定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていない法人については、法人税法第十三条第二項又は第三項の規定により当該法人が政府に届け出、又は政府が指定した期間をもつて、当該法人の事業年度とする。
- 3 人格のない社団等で定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていないものが法人税法第十三条第二項の規定による届出を政府にしなかつた場合においては、当該人格のない社団等の事業年度は、その年の一月一日（同項第一号に掲げる収益事業を開始した日又は同項第二号に掲げる収益事業から生ずる所得を有することとなつた日の属する年については、これらの日）から十二月三十一日までの期間とする。

4～29 （略）

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条 （略）

- 2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一～十の六 （略）

十の七 第十号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業（同条第三項第一号の二に掲げる事業を除く。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の八～四十四 （略）

3～10 （略）

（固定資産税の賦課期日）

第三百五十九条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

(都市計画税の非課税の範囲)

第七百二条の二 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に対しては、都市計画税を課することができない。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、第三百四十八条第二項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第三百五十一条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

○ 地方税法施行令（昭和二十五年七月三十一日政令第二百四十五号）

(法第三百四十八条第二項第十号の七の政令で定める者等)

第四十九条の十五 (略)

2 法第三百四十八条第二項第十号の七に規定する政令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一～五 (略)

六 社会福祉法人並びに前項第一号及び第三号に掲げる者が実施する社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるもの

七～十 (略)

○ 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）による改正前の地方税法施行規則（昭和二十九年五月十三日総理府令第二十三号）

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 (略)

2～5 (略)

6 政令第四十九条の十五第二項第五号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 (略)

二 社会福祉法第二条第三項第九号に掲げる事業を実施する者の前事業年度（当該年度に係る賦課期日の属する事業年度（法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。以下この号において同じ。）の前事業年度をいう。次項第二号において同じ。）を通じた取扱患者の総延数に対する生活保護法第十五条若しくは第十

六条に規定する医療扶助若しくは出産扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定により算定された額及び同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数の割合（以下この項において「無料又は低額診療患者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

三・四 （略）

7 政令第四十九条の十五第二項第六号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 社会福祉法人で、医療法第三十一条の公的医療機関の開設者（都道府県、市町村、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社及び農業協同組合連合会を除く。）であり、かつ、社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社会福祉事業を行うものが事業の用に供する固定資産

二 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業を実施する者の前事業年度を通じた入所者の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十九条各号に掲げる費用の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により同法第四十八条第一項第二号に掲げる介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合（以下この項において「無料又は低額利用に係る入所者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

三 無料又は低額利用に係る入所者の割合が百分の五以上百分の十未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る入所者の割合から百分の五を減じた割合に五を乗じた割合に百分の七十五を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

四 無料又は低額利用に係る入所者の割合が百分の二以上百分の五未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る入所者の割合から百分の二を減じた割合に十五を乗じた割合に百分の三十を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

8～15 （略）

○ 地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）

第十条の七の三第七項第二号中「事業」の下に「(無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に限る。)」を、「通じた入所者」の下に「(介護保険法第四十八条第一項第二号に掲げる介護保健施設サービス(以下この号において「介護保健施設サービス」という。)を受けた者に限る。)」を、「施設介護」の下に「(介護保健施設サービスに限る。)」を、「算定した費用」の下に「(介護保健施設サービスに要したものに限る。)」を、「掲げる費用」の下に「(介護保健施設サービスに要したものに限る。)」を加え、「同法第四十八条第一項第二号に掲げる」を削り、「以下この項」を「次号及び第四号」に改め、「係る」の下に「介護老人保健施設」を加え、同項第三号及び第四号中「係る」の下に「介護老人保健施設」を加え、同項に次の三号を加える。

五 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業（無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院を利用させる事業に限る。）を実施する者の前事業年度を通じた入所者（介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス（以下この号において「介護医療院サービス」という。）を受けた者に限る。）の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護（介護医療院サービスに限る。）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用（介護医療院サービスに要したものに限る。）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスを受けた者の延数の割合（次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

六 無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合が百分の五以上百分の十未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合から百分の五を減じた割合に五を乗じた割合に百分の七十五を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

七 無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合が百分の二以上百分の五未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合から百分の二を減じた割合に十五を乗じた割合に百分の三十を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第七条 新規則第十条の七の三第七項第五号に規定する事業を実施する者(施行日の前日において社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第九号に掲げる事業を実施していた病院又は病床を有する診療所の開設者のうち、平成三十六年三月三十一日までの間に当該病院又は当該診療所の病床を介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成三十年厚生労働省令第五号)附則第二条に規定する転換(次項において「転換」という。)を行って介護医療院を開設したものであって、前事業年度を通じた新規則第十条の七の三第七項第五号に規定する入所者(次項において「入所者」という。)の総延数が零であるものに限る。)に対する新規則第十条の七の三第七項第五号から第七号までの規定の適用については、同項第五号中「の前事業年度を通じた入所者(介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス(以下この号において「介護医療院サービス」という。))を受けた者に限る。)の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護(介護医療院サービスに限る。)を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用(介護医療院サービスに要したものに限る。)の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用(介護医療院サービスに要したものに限る。)の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスを受けた者の延数の割合(次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」という。)」とあるのは「のうち地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号)附則第七条第一項の規定の適用を受けるものの前事業年度を通じた取扱患者の総延数に対する生活保護法第十五条若しくは第十六条に規定する医療扶助若しくは出産扶助に係る診療を受けた者又は無料若しくは健康保険法第七十六条第二項の規定により算定された額及び同法第八十五条第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額若しくは同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した料金により診療を受けた者の延数の割合(次号及び第七号において「無料又は低額診療患者の割合」という。)」と、同項第六号及び第七号中「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」とあるのは「無料又は低額診療患者の割合」とする。

2 新規則第十条の七の三第七項第五号に規定する事業を実施する者(施行日の前日において社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業を実施していた介護老人保健施設(病院又は病床を有する診療所の開設者が平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に当該病院又は当該診療所の病床の転換を行って開設し

たものに限る。)の開設者のうち、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに介護医療院を開設したものであって、前事業年度を通じた入所者の総延数が零であるものに限る。)に対する新規則第十条の七の三第七項第二号及び第五号から第七号までの規定の適用については、同項第二号中「以下この号」とあるのは「以下この項」と、同項第五号中「の前事業年度を通じた入所者(介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス(以下この号において「介護医療院サービス」という。)を受けた者に限る。)の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護(介護医療院サービスに限る。)を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用(介護医療院サービスに要したものに限る。)の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用(介護医療院サービスに要したものに限る。)の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスを受けた者の延数の割合(次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」という。)」とあるのは「のうち地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号)附則第七条第二項の規定の適用を受けるものの前事業年度を通じた入所者(介護保健施設サービスを受けた者に限る。)の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護(介護保健施設サービスに限る。)を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用(介護保健施設サービスに要したものに限る。)の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用(介護保健施設サービスに要したものに限る。)の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合(次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」という。)」と、同項第六号及び第七号中「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」とあるのは「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」とする。

3～9 (略)